

官報

号外 昭和三十九年五月十五日

第四十六回 参議院會議録第二十三号

昭和三十九年五月十五日(金曜日)
午前十一時十四分開議

議事日程 第二十三号
昭和三十九年五月十五日
午前十一時開議
第一 緊急質問の件

○本日の會議に付した案件
一、日程第一 緊急質問の件
一、会期延長の件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- | | |
|------|--------|
| 内閣委員 | 田畑 金光君 |
| 法務委員 | 井野 碩哉君 |
| 商工委員 | 向井 長年君 |
| 運輸委員 | 田中 啓一君 |
| 予算委員 | 亀田 得治君 |
| 決算委員 | 佐野 芳雄君 |
| 同 | 渋谷 邦彦君 |
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- | | |
|------|--------|
| 内閣委員 | 向井 長年君 |
| 法務委員 | 田中 啓一君 |
| 商工委員 | 田畑 金光君 |

昭和三十九年五月十五日 参議院會議録第二十三号 議長の報告 會議 緊急質問の件

運輸委員 井野 碩哉君
予算委員 佐野 芳雄君
決算委員 亀田 得治君
同 鬼木 勝利君
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。
厚生年金保険法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

水先法の一部を改正する法律
国事行為の臨時代行に関する法律
同日本院は、漁港審議会委員に井出正孝君、黒田静夫君、林真治君、向瀬貫三郎君、秋山早二郎君、西上重式君、鈴木寛君、高橋重博君及び小林小一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
昨十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 宮澤 喜一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日人事院總裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和三十八年の人事院の業務状況報告を受領した。

同日議長は、これより本日の會議を開きます。
日程第一、緊急質問の件、
石原幹市郎君から、東北、北関東における凍霜害対策並びに九州、四国地方における長雨等の被害対策に関する緊急質問、
戸叶武君から、東北、北関東の凍霜害及び西日本の長雨による被害とその対策に関する緊急質問が提出されております。両君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。石原幹市郎君。
〔石原幹市郎君登壇、拍手〕
○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、去る四月二十八日から三十日の三日間にわたり、福島、山形、宮城をはじめ、東北、北関東の十二県の農産物に甚大な被害を与えた凍霜害、並びに四月以降の九州地方において起こっております長雨等による農作物被害につきまして、政府の対策をただしたいと思ひます。

このたびの大凍霜害は、去る四月二十八日午後十時ごろより急速に気温が下降し、摂氏零度以下に下つた時間が七時間にも及び、晩霜としては異例の低温、かつ、それが長時間持続したこと、から、桑、果樹をはじめ、多くの農作物にきわめて甚大な被害をもたらしたのであります。ことに、本年は四月

上中旬の最低気温は平年より著しく高く、ほぼ六月上旬に相当する日もあり、桑、果樹等は開花開葉期を早めていましたために、一そう甚大な被害を与へるに至つたものであります。桑、カキ等の葉は黒く枯死しており、ナシ、リンゴ、桃等は花は咲いており、一見被害にかかつていないようでありましたが、小さな実の中は黒くなつており、一望の果樹園において実をつけているものはほとんど見出し得ないという惨状であります。被災農家は、夜中、あるいは重油を燃やし、あるいは、むしろをおおいをするなど、不眠不休、必死の努力を傾けたのでありますが、この惨憺たる結果を前にして、ぼう然自失、とほろにくれてゐるというのが現状であります。ことに福島県下におきましては、養蚕に依存しておりました一山村の被災農家に自殺者を出したという、まことに悲惨な事態も起こつてゐるのであります。この機会に、被災せられた農家の方々に對し、衷心よりお見舞いを申し上げるものであります。

今回の大凍霜害による被害総面積は五万八千ヘクタールに及び、その被害総額は実に百億円に達するものがあります。この数字は今後あるいは増大するかもしれません。ことに、今回の凍霜害は、福島県の被害が過半を占め、その被害額、実に五十億億円、これに、山形、宮城の両県を加えた三県で被害額の大部分を占めるという、局地的にも未曾有の被害をもたらしているものであります。
今次大凍霜害の悲報に接するや、わが党は、政府と緊密な連絡のもと、直ちに、本院議員仲原善一君を団長とす

る調査団を、福島、宮城、山形三県に派遣して、その実態を調査し、政府も今回の被害の激甚なることを率直に認めて、去る八日の閣議で、天災融資法を発動する方針をいち早く決定されたとともに、農林省より、正式発動に至るまでのつなぎ融資についても通達を出されたのであります。これまでの政府の機敏なる対策につきましては、心から敬意を表するものであります。しかし、具体的な施策はこれからであります。今後の施策につきましては、去る十二日の衆議院本会議において、一応の質疑応答があり、重複する面もありますが、事態はいよいよ深刻であります。御答弁のほうは、少なくとも前進した方策をお聞かせ願ひ、被災農民に一刻も早く希望と光明を与え、人心の安定をはかれるよう要望するものであります。

そこで、まず第一に、総理にお伺いしたいのであります。総理は、農業に対し常々非常に深い理解を示され、農業基本法の制定をはじめ、これに基づき、画期的な施策を講じて、農業のひずみを取り戻したいと言われているのであります。その農家の一部がいまや壊滅的な打撃を受け、離農あるいは農園を荒廃せしめんとする危機に見舞われているのであります。このたびのような災害にあたりましては、その対策は、まず迅速にして果敢でなければなりません。諸般の手續もきわめて簡素化し、一刻も早く被災農家に再生産への意欲を盛り上げさせるとともに、農協はじめ、関係各種団体、関係市町村、関連地域産業に及ぼす影響も極力軽微ならしめ、人心の安定をはかっていたいただきたいと思うのであります。

あります。今後、激甚災害の指定をはじめ、一連の施策を早急に決定し、未曾有の大凍霜害に対し、画期的な、血の通った農政を実施していただきたいと思いますが、御所信はいかがでありますでしょうか。

次に、緊急対策から伺いたいのであります。

以下、数項目は農林大臣から御答弁をいただきたいのであります。

第一は、天災融資法についてであります。本法の発動につきましては、すでにその方針を閣議で確認されたのであります。政府はいつごろ公布する予定であるかを明らかにされたいのであります。また、現行の天災融資法によりまして、一戸当たりの融資の限度は十五万円でありました。この点は、本法が制定された昭和三十年以来全く改められていないのであります。今日の実情に沿ひ得ないかと考えるのであります。特に果樹経営のような多くの資金を必要とする農家にとりましては、全く実情に沿わないのであります。一戸当たり融資額を三十万円に引き上げ、これに際して償還期限も五年を七年ないし十年に延長すべきだと考へるのではありませんか、いかがでありますか。さらに、開拓者につきましては開拓者資金による災害融資の制度をも大いに活用していただきたいのであります。

第二は、激甚災害法が適用されるかどうかという点であります。政府は、衆議院におきまして、当然、激甚災害法が適用される見込みであると言明されているのであります。いつごろ発動されるか。また、激甚災害の指定は、施設の災害においてはしばしば発

動されるが、農作物の災害の場合は少ないといういままでの実情から、指定の基準や条件がきびし過ぎるのではなからうかと思われたいのであります。激甚災害の指定について、この際、明確な答弁をわすれずとも、指定の基準や条件についての御見解を承りたいのであります。

第三は、自作農維持資金についてであります。果樹は一年一作であるとともに、果樹農家にとっては基幹的な現金収入源であります。桑におきましても、養蚕農家は養蚕をもつて出来秋までの生活資金に充ててきているのであります。本年は、これら農家は収入の道を断たれたため困窮の極におちいつているのであります。現に、前途をはかぬ自殺者を出した農家すらあることは、前に述べたとおりであります。したがって、場合によっては生活資金としても活用できる自作農維持資金の特別枠を拡大し、すみやかにかつ簡素な手續で融資の措置を講じていただきたい。本資金の特別融資をいつごろ開始される方針であるか。なお、被災農家がすでに借り入れております公庫資金、近代化資金その他の貸し付け金につきましては、実情に応じて償還金の延納を認める等、必要な措置をとるべきだと思いますが、これらの点も明らかにされたいのであります。

第四に、農業共済金の仮払い等について伺います。衆議院でもすでに質問がなされたのであります。政府は、これらの措置をいつから開始される予定であるか承りたいのであります。また、概算払いにおきましては、米麦を対象とする農作物共済につきましては、

は、再共済金見込み額の三分の二であるのに対し、蚕繭共済につきましては二分の一までしか認められておりません。政府は、すみやかに省令を改正して、農作共済並みに三分の二に引き上げるべきだと思いますが、いかがでありますか。また、農業災害補償制度につきましても、果樹共済の創設が大きい課題であります。果樹共済が実施されていなければ、今回の災害においても大いにその機能を發揮していたと存するのであります。この問題につきましても、すでに四年間も調査が続けられており、いつから制度を発足させる予定でありますか、その方針を明らかにされたいのであります。

第五に、国の助成措置について伺いたいのであります。これは農林大臣並びに大蔵大臣より御答弁いただきたい。今回甚大な被害を受けた養蚕業は、数年来の好況を背景として、たとえば農業構造改善事業において、多くの町村が基幹作目に取り上げる等、近年増産の傾向が著しいのであります。今回の災害は、このような情勢の中で起こったのであります。甚大な被害を受けた養蚕地帯におきましては、初秋蚕及び晩秋蚕において回復をはかるべく、関係農家の意欲を盛り上げることに全力を注いでいるのであります。しこうして、このためには、何と云っても速効性の肥料を早急に与えらるるとともに、被害後多発する病虫害を防除することが必要であり、さらに蚕種の確保についても遺憾なきを期すべきであります。また、果樹につきましても、特に病虫害の防除が必要であり

ます。収穫皆無の果樹についても消毒は続けてまいらねばなりません。かような意味から、樹勢回復用肥料及び病虫害防除用農薬並びに蚕種の確保に対して、国の助成がなされるべきであると思います。

また、蚕桑関係技術員、農協営農指導員等は、営農指導その他に非常な活動を要請されております反面、その事務費の財源の確保が困難なものが多くあります。特に農協におきましては、抜い量の減少、出荷用資材の滞貨等の面で相当経営が圧迫され、養蚕普及員につきましても、繭手数料の減収により人件費の確保が問題になっております。したがって、県、市町村並びに農業団体の指導事務費についても国の助成をはかっていたいただきたいと思ひます。

第六に、救済土木事業の実施についてであります。先ほどから申し上げておきますように、被災農家は、その日の生活資金に困る者が多く、農作業を放てきして出かせぎに出ようとする傾向が強いのみならず、離農を考へている者すらあるというところであります。かようなことでは、あとを確保するためのいろいろな農作業が進まず、たとえば、果樹のごときは剪定その他の管理作業ができないことから、いわば荒ぶくりのおそれがあるものであります。したがって、被災農家が在宅したまま貸金収入の道を得られよう。救済土木事業をすみやかに実施されたいのであります。この点に関し、大蔵大臣及び農林大臣から御方針を承りたいのであります。

第七に、税の減免及び地方自治体の財源補てんについて伺います。被災農

家に対しては、国税及び地方税を通じて減免の措置がとられなければならない。また、これにより税収が減少する反面、諸般の対策を進めなければならぬ地方公共団体に対しては、財源を補てんするための措置がとられなければならない。元来、地方公共団体は、災害にあたりましては、国の助成の有無にかかわらず、できるだけ十分な対策を立てることが責務であり、複雑な現地の実情を最も正確に把握しているのが、普通交付税の繰り上げ交付及び特別交付税の増額をすみやかに実施し、これらの団体が十分活動できるように措置すべきである。これらについては、大蔵大臣並びに自治大臣から御答弁をいただきたいのであります。

次に、恒久対策について伺いたいのであります。

果樹の共済制度については、さきに申し上げたのであります。今回の大災害にかんがみ、凍霜害についても、単に不可抗力のみを考えず、技術陣営を動員して、いさしく科学的究明を加え、総合施策をぜひ確立し、寒冷地帯の農業経営の保護に当たっていただきたいのであります。基本的な考えを総理より伺いたいのであります。

また、凍霜害につきましては、機動的な気象通報の組織を整備し、農業改良資金を活用して、防霜のための器具及び燃料を常備するほか、集団化することによって、ヘリコプターによる煙幕、スプリンクラーによる散水等を可能にし、重油燃焼器の効率を高める等の研究指導を強化すべきであります。これら恒久対策の具体的な実施について、農林大臣から構想を承りたいのであります。

最後に、九州地方に発生しております長雨の被害についてお伺いいたします。

農林省の示された資料によりますと、九州地方におきましては、四月以降の長雨と高温により、麦、なたねを初めとして、早期水稲など農作物が甚大な被害を受け、関係県の報告では、九州全体ですでに九十六億円にのぼる被害を出しているほか、四国、中国等西日本の各県においても麦の赤カビ病が十五万町歩も発生しているというのであります。しかも、事態はなお好転のきざしが見えないのであります。農林省におきまして、どの段階で対策を講ずるか、調査結果を見て検討したいというのであります。

この地方は、申し上げるまでもなく昨年長雨による大被害を受けたのであります。本年再びかような事態を招きません。しかしながら、すでに容易ならぬ状況におわっていることはきわめて明白なのであります。政府は、この災害に対してどう対処するお考えであるか、総理並びに農林大臣の御所信を伺いたいのであります。

以上、特に重要な事項に関し質問申し上げた次第であります。どうか政府におかれましては、被災農家の救済と民生の安定のため、実情に即して十分な対策をすみやかに確立されますよう、明快な答弁を期待いたします。私の質問を終わるのであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 答えたいです。

東北地方を中心とした今回の凍霜害によって被害をこうむられた農家の方々に対しては、私は衷心より御同情、御見舞いを申し上げる次第でございます。したがって、被害農家に對しましては、すでに天災融資法の適用を決定しておりますが、すみやかに被害の状況を調べまして、迅速にかつ万全の措置をとる覚悟でございます。私は、これによって被害農家の苦痛を緩和すると同時に、再生産に邁進されることを心から期待いたしております。

次に、この災害防除でございますが、農産物は自然的条件による災害が非常に多いのであります。したがって、私は、科学技術の研究成果をこれに向けまして、今後できるだけ災害の予防に万全の措置をとりたいと考えております。したがって、いまお話しのごいしました農業災害に対する米麦あるいは繭等の共済制度を拡充して、お話しのとおり、最近選択の拡大に向かつておる果実等に対する共済制度を早急に実施したいと考えておるのであります。

なお、九州、中国、四国地方の長雨につきましては、お話しのとおり、非常に降雨量と、異常曇天日数が多いのであります。したがって、いろいろな病虫害が発生していると聞いております。したがって、政府といたしましては、病虫害駆除に對します技術指導その他の方法をいま講じつつあるものであります。防除につきましては、この上にも措置をいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 天災融資法を發動することにいたしておりますが、いづれに發動するかどうかという点であります。損害の確定を二十日からいまだにいたしたいと思っております。その後、急速に天災融資法の發動をいたしたい、こう考えております。そのワケあるいは償還期限等が十分でないじやないかということでありまして、これは損害の程度に依りまして検討していきたいと思っております。同時に、激甚災害法の指定ということになる見込みを私は強く持つておりますので、その面におきまして融資のワケ等の拡大はできる、こういうふうに思っております。

自作農維持資金の資金ワケ等を広げる必要があるじやないか、こういうこととでございますけれども、これは天災融資法の發動と同時に、自作農維持資金の融資のほうも措置をとっていきたくと思っております。従来借りておりましたところの公庫資金あるいは天災融資の資金等の繰り延べをすべきじやないかということですが、これは当然その措置をとりたいと思っております。

農業共済金の仮払いを急ぐ必要があるじやないか、こういうことでございしますが、すでに東北など十三県につきましては、仮払いの措置をとるより通達いたしておりますから、これはすぐ実現すると思っております。

蚕繭共済の限度が低いじやないか。これは実態を見て措置いたしたいと思っております。

それから、肥料、農薬の助成あるいは養蚕技術員、改良普及員の指導、こういう点につきましては、災害対策の一環として、被害の実情を検討しつつ善処いたしたい、こう思っております。

果樹共済につきまして、いづれに実施するかということでございますが、三十八年度の試験調査の結果を見、四十一年度から本格的な実施になるように運びたいということで、ただいま試験調査をいたしておりますので、その調査の結果に基づいて、前向きにこれを検討していきたい、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 答えたいです。

第一点は、所得税の軽減ないし免除の問題でございますが、農作物につきましては、損失額が農業所得の計算上控除され、控除し切れない損失の金額は三年間の繰り越し控除を認めることにいたしております。なお、所得税の予定納税額につきましては、減額申請に基づき減免を行なうとともに、納税の猶予を認めるようにいたしたいと考えておるわけでありまして、

第二点は、肥料及び農薬等についての補助でございますが、今回の災害につきましては、現在被害額の調査中であり、判明次第検討を加えてまいります。経営資金の融資で措置することがよいのではないかと、いふふうに現在のごとき考えております。

第三点は、地方公共団体の財政需要に対する資金の問題でございますが、今年度の特別交付税の配分にあたりましては、十分に勘案善処をいたしてまいりたいと思っております。なお、緊急な資金需要につきましては、必要に応

じ政府資金の短期融資の措置を講じてまいりたいと思ひます。

第四点は、救済事業についてでございますが、被害地の実態を十分調査をいたしまして、三十九年度公共事業の繰り上げ施行等を行なうことによつて処置してまいりたいと、かように考えます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 自治大臣の答弁は、議事の都合により後刻に譲ります。

○議長(重宗雄三君) 戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は、日本社会党を代表し、東北、北関東の凍霜害及び西日本の長雨による災害対策について、総理大臣並びに関係大臣の所信をお尋ねいたします。

まず、質問に先立って、このたびの気象異常により大きな災害をこうむつた農家の方々に對して、心から御同情申し上げます。

皆さん方も御承知のとおり、日本の国土はアジア大陸に接した太平洋上の島國であります。日本海を隔ててシベリア及び中国大陸及び太平洋の気象の変化を敏感に受ける位置にあるのであります。自然災害の問題であります。過去数年間にわたる中国及びソ連の激甚な被害にかんがみ、各国とも今日ではその基本対策並びに緊急対策を真剣に講じております。自然災害に對する基本対策として特に重視しなければならぬのは、気象予報の完ぺきを期することであり、日本の気象がアジア大陸及び太平洋の影響を受ける以上は、日本はソ連及びアメリカと氣象観測の緊密な提携が必要であります。

す。一昨年はソ連で、天文、氣象観測の國際的學術會議が催されました。天文、氣象の學問並びに施設の發達したアメリカ、ソ連、日本の三國が提携すれば、氣象観測について今後すばらしい成果があげられると信じます。各國の指導者並びに科學者は、宇宙旅行のほうにのみ眼を向けず、もつと人間の住む地上に關心を払うべきであります。自然災害は単に凍霜害だけではなす。やがて台風、季節ともなおります。現在たまたまソ連からミコヤン副首相が來朝しておりますが、この機会に、氣象観測に關する日ソ兩國間の協定の取りきめを行ない、國際的協力を積極的に前進させていきたいと思いますのであります。(拍手)

私は、この趣旨からして、今次の大凍霜害についても、第一に氣象予報についてお尋ねいたします。今回の凍霜害では、去る四月二十八日午後十時ごろから急速に気温が下降し、翌二十九日午前六時ごろまでに、実に七時間わたつて、零度以下の低温の連続により、かつてない被害を受けた地域が多いのであります。その際に、各県では氣象の予報措置をどのようにとられたか、またその成果について承りたいのであります。

第二に、被害状況についてであります。被害面積は、東北六県だけでも四万八千ヘクタールの多きに及び、各県の報告によると、福島県の五十一億円の筆頭に、山形県の二十億、宮城県の十億、秋田県の四千万、栃木県の八千万、それに群馬、山梨、長野の諸県を加えると、合計九十四億円のほるとのことです。と、農林省統計調査部の五月十三日の

調べによる中間報告だと六十三億円であります。ここで問題になるのは、被害高の調査が、各県の報告と統計調査部の報告とでは三十一億、約三割の開きがあることであり、いつの災害でもこのギャップが問題になるのであります。調査報告は、最終結論までにお互いに正確を期してもらいたいのであります。

第三に、農作物別の被害高であります。農林当局の報告によりますと、最高は果樹の四十九億、第二位が桑の三十五億、第三位が野菜の六億、第四位が麦の一億五千万とのことです。この報告を聞いて私が一点心配なのは、麦の被害が過小評価されているのではないかと、麦の被害は、過去の事例によりますと、麦の被害は、川種期にならないとわかりにくいのであります。再度にわたつて間違ひのような場合はないでしようが、被害調査にあつては慎重を期することを希望いたします。

第四に、災害対策基本法による中央防災會議について、この機關は予防対策について、いままでもいかなる具体的措置をとつたか、承りたいのであります。

第五に、自然災害に備えての国内の氣象観測の整備拡充はいかようになつてゐるか、この際御説明を願ひたいのであります。

以上について内閣総理大臣及び農林大臣に御答弁を願ひます。

次に私は、凍霜害の緊急対策について具体的な質問を行ないます。

第一の質問は、天災融資法の発動についてであります。赤城農林大臣は、去る七日、農林水産委員会での私の質問に對し、天災融資法を発動すると言明し、直ちに翌八日の閣議で了承を得ております。天災融資法の発動は、農林省統計調査部の最終的確定報告を待つて発動する慣例になつておりますが、発動は早いほどよいのです。いつ行ないますか、これを明確に答弁してもらひたい。

第二に、天災融資法の発動の際には、あわせて被災地災害援助法を適用していただきたい。天災融資法だけでは融資のワケが十五万円だが、被災災害の指定を受ければ五十万円となり、期間も延長されるから、災害者はこれによつて救われるのであります。

第三に、自作農維持資金のワケの拡大であります。今回の災害は果樹の災害が多い。その回復は長期を要します。したがつて、償還期限の長い自作農維持資金の活用によつて救済手段を講ずべきであります。

第四に、農業共済保險金の概算払いによつて麦作者を救ふとともに、蚕繭共済も同様の措置をとつてもらひたい。

第五に、被害果樹、桑、バレイショ等の樹勢回復のため、速効性肥料購入費、病害虫除用薬剤費の助成措置。

第六に、被害被災地域の転作の必要な種子等購入費の助成措置。

第七に、防霜対策施設及び燃料費の助成措置。

第八に、いままでも借金している営農資金、農林漁業資金に對して、延納、利子補給等の措置。

第九に、被害農家に對し、所得税の減免並びに欠損金の繰り越し控除の措置。

第十に、果樹の被害が多い事実からして、果樹共済を四十一年から実施する予定をもつと早めてもらひたい。

第十一に、農業改良普及員、開拓指導員、養蚕関係技術員、農協指導員が行なう災害復旧促進指導に要する事務費の助成、これらの人々は、災害のたびに縁の下で力持ちとして活動している人々であります。これを援助してやる必要がであります。

第十二に、被害農家の就業対策として、失業対策事業の割り当て、救済土木事業の実施により、生保資金としての現金収入の道を開いてもらひたい。

第十三に、災害対策で出費のかさむ地方自治団体に、特別交付税の増額を願ひたいのであります。これも来年の二月というよりなことでなく、繰り上げて支出してほしいのであります。

この東北、関東の凍霜害に匹敵するものが、西日本の四月以降の長雨による災害であります。各県の報告によると、鹿児島県の二十一億、長崎県の十九億五千万、宮崎県の十六億八千万、熊本県の十四億五千万、これに次ぐ佐賀県、大分県、福岡県その他、四國の高知、愛媛、香川、中国の山口、岡山等の各県を合わせると、実に九十六億円のほるとの大災害であります。農作物の被害の最高は、麦類の十六億円となつております。これに對しても、東北、北関東の凍霜害と同様に、直ちに天災融資法が発動されなければならぬと信じます。自然災害に打ちひしがれている被災農家の救済のために、池田首相及び各閣僚の熱意ある答弁を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。農業の自然災害を防止するためには気象の予報が必要であることはお話のとおりでございます。したがって、ただいまにおきましても、一応体系的には農業気象業務を国内でも実施しております。そうして国際的には、国連の下部機構であります世界気象機関によりまして連携をとっております。しかし、いままでの状態では、まだ十分ではございませんが、国際的にも、また国内的にも、災害防止のための気象の通報につきましては、あらゆる努力をいたしたいと考えております。今回の予防警報につきましては、利用者側との連携におきましてある程度手落ちのあったことはいなめな

先ほど御答弁申し上げましたように、二十日ごろまでに被害を確定いたしました。被害の確定ができましたならば、急速に発動いたしたいと考えております。

また、九州、四国等の長雨対策等につきましましては、被害の確定を待ちまして金融措置あるいは助成の措置等を講じたいと思っております。その中で、被害の調査に慎重を期すべきでないか、これとに表等につきましましてはあとかから害が相当出てくる実情であるというお話でございますが、まさにそのとおりでございます。被害調査につきましましては慎重に進めていきたいと思っております。自作農維持資金のワクを拡大すべきでないか、いつごろそれをやるか。これは、現在、天災融資法の発動と相まってこの措置をとっていききたいと思っております。

なお、中央防災会議は、具体的に個々の問題を処理するたてまえになっておりません。防災基本計画を立てたり、あるいは重要な問題につきましまして政府の諮問に答えることになっておるのであります。個々の災害につきましまして具体的にどういう措置をとるといってまてまてはございせん。しかし、激甚法の適用等につきましては、政府の諮問に中央防災会議が答えるたてまえになっております。そういう諮問がありましてときには、中央防災会議を開いて万全の措置をとる覚悟でございます。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○国務大臣(赤城宗徳君) お答え申し上げます。天災融資法の発動をいつごろするかということでございますが、

養蚕指導員とかあるいは改良普及員のいろいろな骨折った費用、あるいはまた防災施設あるいは燃料、これは融資をすることになっておりますが、その他いろいろ助成措置、肥料の問題、これは助成措置一般として検討を加えていきたいと思っております。

現金収入が非常に減つたので、災害の土木事業等を起こす必要があるのじゃないか。被害の状況を見まして、そういう方法をとっていききたい、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 第一点は税の減免の措置でございますが、今回の凍霜害につきましても、減免措置等適切な運用によりまして、その救済をはかつてまいりたいと考えておるわけでありませう。

御承知のとおり、損失額は農業所得の計算上控除されるわけでございますが、控除しきれない分につきましましては、三年間の繰り越し控除を認めることにいたしました。存じます。

なお、所得税の予定納税額につき減額申請があるわけでございますので、減免を行なうとともに、納税の猶予もいたしてまいりたい、かように考えます。

地方税の減税につきましては、自治大臣からお答えがあると存じます。

共済組合の再保険金の仮払いその他について第二点の御質問でございますが、保険金の仮払いにつきましては、被害の実情に応じまして早急に実施できる態勢をとっております。国の再保険金の概算払いにつきましても、請求があり次第、遅滞なく実施できるよう準備を進めますとともに、概算払いの

限度額を引き上げることについても検討いたしております。

救済土木工事につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。なお、被災地の地方公共団体に対する特別交付税の問題等、先ほどお答えをしたとおりでございます。

また、九州の問題につきましましては、農林省において調査中でありますので、調査の結果を待つてしかるべく措置いたしたいと考えてます。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇、拍手〕
○国務大臣(赤澤正道君) まず最初に、戸叶議員の御質問にお答えいたします。

自治省といたしましては、地方税の減免と交付税に対する特別の配慮の二点があるわけでございます。地方税につきましましては、条例の定めるところによりまして減免または徴収猶予の措置を講じてまいるつもりでございます。

それから交付税におきましては、普通交付税の場合は概算繰り上げ交付をいたしますが、第一回は四月に終わりましたけれども、さらに来月はこれをいたしましたので、それぞれの町村の財政の操作に便宜があらうかと思っております。なお、特別交付税につきましましては、被害の額あるいは財政状況等、よく調査もいたしまして、あたたかい配慮を十分いたしたいと考えております。

それから前段の石原議員の御質問でございますが、全く同感でございます。ただいま戸叶議員にお答えいたしました問題についてでございますが、全面的に同感でございますので、御期待に沿う措置をいたしたいと考えております。(拍手)

〔戸叶武君発言の許可を求む〕
○議長(重宗雄三君) 戸叶武君、御登壇願います。

〔戸叶武君登壇、拍手〕
○戸叶武君 災害は忘れたころ来るという話がありますように、常に災害が来るのに対して予防態勢がしかれていなければならぬのだと思うのです。そういう関係で、きょうは気象その他の予防措置に対して力点を置いて質問したのですが、運輸大臣は結婚の仲人をされて、これもおめでたいことであるというのでありますから、当然その引き継ぎがなされておったと思いましたが、ミコヤンさんのほうに忙しいというので引き継ぎも十分になされておられません。ミコヤンさんならミコヤンさんが来られたときにでも、単なる虚礼的なレセプションでなく、その機会にタイミングをしっかりとって、そうしてこの日ソ間において、気象の問題なんかでも、もっと具体的に話を進めるといふきっかけを持つのが、生きた政治なんです。どうも官僚政治家というものは、そういう生きた政治の活用というものができないようであります。私たちは、こういう虚礼的な宮廷外交的なもの、虚飾な外交では救えないと思っております。いまここで、災害で日本の東北なりあるいは九州の人が苦しんでいる、この実情を見たときに、それに対しては、人道的立場からどうやって国際的協力をしようという、こういう気持ちにじみ出てくる、そういうときに、ぱつとそこに外交が躍動してこそ、外交躍動の意義があるのですが、どうも池田さんにはそれがいないのか、

何かタイミングがびつたりいかないのです。私は、こういうふうに、これは池田さんがいなくても、苦勞人の赤城さんがそこにおられますが、ソ連との魚の交渉に行くばかりでなくて、やはり農林大臣というものは米のことも考えなくちゃならないし、麦のことも考えなくちゃならない。日本のような国におきましては、何といつても、強みは、アメリカの経済統計学者も言っているように、日本の災害と思われる台風と、もう一つは人口が多いのに日本はかつて悩んでいるようだが、日本の資源はこの台風と人口だ。これをうまく使ふべきだ。これほど気候的に恵まれているところはないのです。そのマインスの面をどうやって防ぐかという対策がいま講じられなければならぬときに、あとからだけその災害をどういふふうにやるかというようなことを、いつでも火事が済んでから拍子木を鳴らして歩くようなことばかりやっているのでは、これは対策としてはきわめて幼稚です。そういう意味におきまして、私は、この予防対策に対しては、政府が確固たる一つの対策を持ってもうらいたいと思つたのでありまして、大蔵大臣も、そういうことならば幾らでも出し惜しまないというふうに、こつくりしておられますから、間違ひはないと思つたのです。問題は、やはりそういう具体的な提案というものがいま必要なのでありますから、まあ総理大臣にかわつて、運輸大臣もあなたの仲間でしょうから、それを補つて、もう一つ私たちが納得のいくような答弁をしてもらいたいと、こういうふうに私はお願いする次第であります。

【国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手】
○国務大臣(赤城宗徳君) 災害をあらかじめ予期していくといふことは、それに対して対策を講ずるという事は、お話のように必要でございます。でありますので、氣象等につきまして、国際の協力し合ふという方向を進めていくことは、これは好ましいことだと、こう考えます。

また、災害対策を講じていないじゃないかといふことでございますが、私どもも、たとえば北九州等におきまして、災害の来る前に米ができるような、早く実るような対策等も講じ、また、東北等におきまして冷害の来る前に米の収穫ができる、こういうような対策もまた講じておるのであります。対策につきまして十分措置を講じておるのでございますが、足りない面はさらに一そう進めてまいります。

(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後四時八分開議
○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

この際、会期延長の件についておはかりいたします。

議長は、衆議院議長と協議の結果、会期を來たる六月二十六日まで四十日間延長することに協定いたしました。議長が協定いたしましたとおり、会期を四十日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、会期は四十日間延長することに決しました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時九分散會

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員

山崎 光教君	植木 光教君	野田 浩之君	牛田 寛君	島崎 徳次郎君	赤岡 文三君	浅井 亨君	森部 隆輔君	小澤 芳平君	鈴木 一弘君	上原 正吉君	岡崎 真一君	原島 宏治君	木暮 武太夫君	笹森 順造君	森田 一司君	鈴木 実君	源田 実君	熊谷 三郎君	川野 三郎君	坪山 徳弥君	植垣 弥一郎君	徳永 正利君	中野 文門君	竹中 恒夫君	八木 一郎君
林 塩君	鬼木 勝利君	二木 謙吾君	大竹 平八郎君	青田 源太郎君	北條 衡八君	鈴木 恭二君	堀本 宜実君	二宮 文造君	森 八三三君	白木 義一郎君	三木 與吉郎君	野田 俊作君	太田 正孝君	中上 川アキ君	北口 龍徳君	栗原 祐幸君	久保 勘一君	丸茂 重貞君	石谷 憲男君	岸田 幸雄君	仲野 善一君	天坊 裕彦君	鈴木 万平君	村上 春蔵君	

山下 春江君	大谷 賛雄君	佐藤 芳男君	平島 敏夫君	堀 末治君	新谷 實三郎君	紅露 みつ君	田中 茂穂君	植竹 春彦君	西川 甚五郎君	天竺 良吉君	鹿島 俊雄君	日高 広為君	山崎 齊君	野上 進君	米田 正文君	谷口 慶吉君	西田 信一君	大谷 藤之助君	稻浦 鹿蔵君	堀見 俊二君	岡村 文四郎君	梶原 茂嘉君	吉武 恵市君	草葉 隆圓君	小柳 牧衛君	郡 祐一君	高橋 進太郎君	青木 一男君	津島 壽一君	小宮 市太郎君	野々山 一三君	瀨谷 英行君	櫻井 志郎君	林 虎雄君	佐野 廣君	林田 正治君	山本 伊三郎君	北村 暢君
山本 利壽君	館 哲二君	青柳 秀夫君	鍋島 直紹君	藤野 繁雄君	西郷 吉之助君	杉原 荒太君	大野 秀次郎君	平井 太郎君	井野 碩哉君	井川 伊平君	松野 孝一君	温水 三郎君	龜井 光君	山本 杉君	村山 道雄君	北島 教真君	柴田 榮君	江藤 智君	吉江 勝保君	井上 清一君	加藤 武徳君	田中 啓一君	高橋 衛君	増原 恵吉君	林屋 龜次郎君	安井 謙君	石原 幹市郎君	鹿島 守之助君	迫水 久常君	矢山 有作君	柳岡 秋夫君	吉田 忠三郎君	杉山 善太郎君	豊瀬 禎一君	後藤 義隆君	千葉 千代世君	柴谷 要君	横山 フク君

前田 久吉君 白井 勇君
森 元治郎君 光村 猛助君
伊藤 顯道君 小林 武治君
戸叶 武君 中村 順造君
斎藤 昇君 小沢 久太郎君
佐多 忠隆君 田中 一君
加藤 シヅエ君 大倉 精一君
阿部 竹松君 須藤 五郎君
野坂 参三君 鈴木 市蔵君
渡辺 勘吉君 小林 武君
松本 賢一君 高山 恒雄君
鶴岡 哲夫君 野上 元君
安田 敏雄君 横川 正市君
小柳 勇君 鈴木 強君
相澤 重明君 占部 秀男君
田上 松衛君 久保 等君
龜田 得治君 加瀬 完君
田畑 金光君 天田 勝正君
小酒 井義男君 椿 繁夫君
木村 福八郎君 岡田 宗司君
千葉 信君 羽生 三七君
會 益君

國務大臣
内閣總理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
農林大臣 赤城 宗徳君
自治大臣 赤澤 正道君
政府委員
内閣法制局長官 林 修三君
氣象庁長官 畠山 久尚君

〔第二十号参照〕
審査報告書
経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件
右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は、欧州経済協力機構を改組し、経済協力開発機構すなわちOECDの設立を定めたものである。OECDは、加盟国の経済成長、低開発国援助、世界貿易の拡大を目的とし、そのために、加盟国が、随時情報を交換し、協調を行なうことを特色としているが、わが国も本条約を締結することにより、OECDの加盟国となり、広い分野にわたって先進工業諸国との関係をますます緊密化し、世界経済全体の繁栄とわが国の経済発展に資することが期待できるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

経済協力開発機構分担金として、四億二千六百三十六万三千円が昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十三年度一般会計予算費使用総調書(その2)

昭和三十三年度特別会計予算費使用総調書(その2)

昭和三十三年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書

昭和三十三年度特別会計予算総則第十二條に基づく使用総調書(その2)

昭和三十三年五月十五日 参議院会議録第二十三号

昭和三十三年度特別会計予算総則第十三條に基づく使用総調書

右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

決算委員長 横川 正市

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和三十三年度一般会計予算費の予算額は二百億円であつて、このうち、昭和三十三年二月二十五日から同年三月二十六日までの間において使用した金額は六十九億四千七百三十八万円である。

(二) 昭和三十三年度各特別会計予算費の予算総額は一千七百六十六億七千四百九十九万円であつて、このうち、昭和三十三年一月二十四日から同年三月二十六日までの間において使用した金額は二百六億六千七百二十二万二千円である。

(三) 昭和三十三年度特別会計予算総則第十一條の規定に基づき、昭和三十三年三月二十九日に使用した金額は三十四億六千七百五十三万円である。

(四) 昭和三十三年度特別会計予算総則第十二條の規定に基づき、昭和三十三年二月二十二日から同年三月二十九日までの間において使用した金額は一百四十八億六千二百九十二万二千円である。

(四) 昭和三十三年度特別会計予算総則第十三條の規定に基づき、昭和三十三年三月二十六日に使用した金額は四十三億九千九十六万六千円である。

以上五件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認めた。

審査報告書

昭和三十三年度一般会計予算費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予算費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予算総則第十四條に基づく使用総調書(その1)

右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

決算委員長 横川 正市

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和三十三年度一般会計予算費の予算額は二百億円であつて、このうち、昭和三十三年五月十七日から同年十二月二十七日までの間において使用した金額は一百五十九億八千九百一十二万二千円である。

(二) 昭和三十三年度各特別会計予算費の予算総額は一千九百五十二億七千三百七十七万円であつて、このうち、昭和三十三年七月八日から同年十二月二十日までの

間において使用した金額は五百三十一億八百五十七万三千円である。

(三) 昭和三十三年度特別会計予算総則第十四條の規定に基づき、昭和三十三年九月十七日に使用した金額は一億六千五百五十一万二千円である。

以上三件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認めた。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十七日

地方行政 委員 竹中 恒夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の補正方法の一部を改め、市町村の基準税率を引き上げ、高等学校生徒の急増に伴い必要となる経費を、昭和三十三年度と同様、昭和三十三年度においても基準財政需要額に加算する特別措置を講ずる等の改正を行なうもので、おおむね適当な措置と認められる。

一、費用

昭和三十三年度の地方交付税総額は、同年度交付税及び譲与税配

付金特別会計予算に計上されている地方交付税交付金六千二百四十四億余円に、「昭和三十三年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律」の規定に基づき繰越となる百三十六億余円を加えた額である。

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十七日

内閣委員長 三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

附則を次のように改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることが出来る財産の限度額を増額することともに内廷費六千万円を六千八百萬圓に、皇族費四百七十萬圓を五百四十萬圓にそれぞれ改定しよりとするものであつて、その措置は妥当と認められる。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつた。

昭和三十九年五月十五日 参議院会議録第二十三号

一、費用
本法施行のため必要な経費として、九百八十万円が昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(配達料とも)

発行所 東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六六三
官 報 課